

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	定期保安検査		
根拠法令及び条項	消防法第14条の3第1項		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
審査基準	<p>【内容】(※審査基準を公表する場合のみ記載すること。)</p> <p>(危険物の貯蔵・取扱いの制限等)</p> <p>消防法第10条第4項 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。</p> <p>消防法第10条第4項の技術上の基準に適合していること。 消防法第10条第4項の技術上の基準については、「危険物の規制に関する政令」、「危険物の規制に関する規則」及び「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」の関係規定並びに別紙の通知による。</p>		
審査基準 設定年月日	平成27年2月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(申請のあった日の翌日から起算して19日以内) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成27年2月1日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防局 予防課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙

- ・屋外タンク貯蔵所の保安点検等に関する基準について（昭和50年5月20日付け消防予第52号）
- ・危険物規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令等の施行について（昭和52年3月30日付け消防危第56号）
- ・特定屋外タンク貯蔵所の保安検査等の実施について（昭和54年4月8日付け消防危第42号）
- ・屋外タンク貯蔵所の地震対策について（昭和54年12月25日付け消防危第169号）
- ・杭又はリングを用いた特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤に関する運用基準について（昭和57年2月22日付け消防危第17号）
- ・臨時行政調査会最終答申を踏まえた危険物規制行政（検査・検定関係）の運用について（昭和58年12月13日付け消防危第130号）
- ・岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準等について（昭和62年5月19日付け消防危第39号）
- ・屋外タンク貯蔵所におけるコーティング上からのタンク底部の板厚の測定について（昭和63年5月27日付け消防危第72号）
- ・海上タンクに係る屋外タンク貯蔵所の規制に関する運用基準について（平成元年4月10日付け消防危第33号）
- ・地中タンクに係る屋外貯蔵所の保安に関する検査等について（平成2年1月18日付け消防危第4号）
- ・岩盤タンクに係る屋外貯蔵所の保安検査に関する運用基準について（平成4年1月29日付け消防危第6号）
- ・危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令等の施行について（平成6年7月1日付け消防危第59号）
- ・その他施行通知等